

# 京都府立医科大学学則

〔平成20年4月1日〕  
京都府立医科大学規則第1号

## 第1章 総則

(大学の目的)

第1条 京都府立医科大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学として、京都府公立大学法人定款第1条に規定する理念のもとに、医学及び看護学に関する知識及び技能を授け、有能な医師、看護師、保健師及び助産師となるのに必要な教育を施すとともに、医学及び看護学の深奥をきわめて、文化の進展と人類の福祉とに寄与することをもって目的とする。

(学部及び学科)

第2条 本大学医学部に医学科及び看護学科を置く。

2 医学科は、生命及び人間の尊厳を基盤に豊かな人間性と創造性を培い、高度の医学知識、技術など医師としての総合的な能力を有し、人々の健康を守り医学の発展に貢献できる人材を育成するものとする。

3 看護学科は、生命及び人間の尊厳を基盤に豊かな人間性と創造性を培い、高度の専門知識や技術など看護専門職としての総合的な能力を有し、看護学の発展及び保健医療と福祉の向上に貢献できる人材を育成するものとする。

(大学院)

第3条 本大学に大学院医学研究科及び保健看護学研究科を置く。

2 大学院の研究科、修業年限その他大学院に関し必要な事項は、京都府立医科大学大学院学則（平成20年京都府立医科大学規則第2号）の定めるところによる。

## 第2章 職員の組織

(職員の組織)

第4条 本大学に次の職員を置く。

(1) 学長

- (2) 教員
- (3) 事務職員
- (4) 技術職員
- (5) その他必要な職員

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(委嘱講師)

第5条 学長は、必要に応じ特別の期間を限り、特定の授業科目の教育のために講師を委嘱することができる。

### 第3章 教授会

(教授会)

第6条 本大学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長並びに医学科の各教室、看護学科の各講座並びに附属脳・血管系老化研究センターの各部門（以下「教室等」という。）を担当する教授及び附属北部医療センター病院長をもって組織する。
- 3 学長は、前項の教授を欠くときは、当該教室など担当の准教授又は講師を加えることができる。
- 4 前項の准教授又は講師は、次条第1号及び第2号に掲げる事項に関する表決に加わることができない。
- 5 教授会の運営について必要な事項は別に定める。

(審議事項)

第7条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、除籍、卒業及び学士の学位の授与に関する事項
  - (2) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
  - (3) 教育課程に関する事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

## 第4章 医学部

### 第1節 医学部教授会

(医学部教授会)

第8条 本大学医学部に医学部教授会を置く。

- 2 医学部教授会は、学長並びに教室等を担当する教授及び附属北部医療センター病院長をもって組織する。
- 3 学長は、前項の教室等で、担当する教授を欠くときは、当該教室等を担当する准教授又は講師を加えることができる。
- 4 前項の准教授又は講師は、次条第1号及び第2号に掲げる事項に関する表決に加わることができない。
- 5 医学部教授会の運営について必要な事項は別に定める。

(審議事項)

第9条 医学部教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、除籍、卒業及び学士の学位の授与に関する事項
  - (2) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
  - (3) 医学部の教育課程に関する事項
  - (4) 医学部教員の勤務成績の評定及び評定に応じた措置に関する事項
  - (5) 管理職員(教員)の候補者選考に関する事項
- 2 医学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について 審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

### 第2節 修業年限、定員、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第10条 本大学の修業年限は、医学科にあっては6年、看護学科にあっては4年とする。

(学生定員)

第 11 条 学生定員は、次表に掲げるとおりとする。

	医 学 科	看護学科
学生定員	612 人	340 人
入学定員	102 人	85 人

(学年)

第 12 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 13 条 学期は、医学科にあつては 1 学期、2 学期及び 3 学期の 3 期制とし、看護学科にあつては前期及び後期の 2 期制とする。

2 各学期の期間は次表に掲げるとおりとする。

医 学 科		看 護 学 科	
1 学期	4 月 1 日から 8 月 31 日まで	前 期	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
2 学期	9 月 1 日から 12 月 31 日まで	後 期	10 月 1 日から 3 月 31 日まで
3 学期	1 月 1 日から 3 月 31 日まで		

(休業日)

第 14 条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
  - (2) 日曜日及び土曜日
  - (3) 本大学の創立記念日
  - (4) 春季・夏季・冬季休業
- 2 前項第 4 号の期間は、学長が別途定める。
- 3 学長は必要により休業日を変更し、又は臨時的休業を行うことができる。

### 第3節 授業科目

(授業科目)

第15条 医学科の学生は教養教育、基礎医学、社会医学及び臨床医学の授業科目を、看護学科の学生は基礎・教養、専門基礎及び専門の授業科目をそれぞれ履修するものとし、その授業科目の名称及び単位数は別に定める。

### 第4節 授業科目の履修方法及び単位の修得の認定

(授業科目の履修)

第16条 医学科及び看護学科の学生は、前条に規定する授業科目について、別に定める必要単位数を修得しなければならない。

(他の学科の授業科目の履修)

第17条 学生が他の学科の授業科目について修得した単位は、学生が所属する学科における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項により修得した単位は、学長が認める場合には、30単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位に算入することができる。

(他の大学又は短期大学の授業科目の履修)

第18条 学生が他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項により修得した単位は、医学科にあつては卒業の要件となる単位数に加えない。ただし、別に定める授業科目の修得についてはこの限りでない。

3 第1項の規定により修得した単位は、看護学科にあつては、学長が認める場合には、30単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 看護学科にあつては、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目により履修した単位とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により修得した単位は、学長が認める場合には、30 単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 20 条 看護学科にあっては、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後の本大学における授業科目により履修した単位とみなすことができる。

2 看護学科にあっては、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本大学に入学後の本大学における授業科目により履修した単位とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により履修したものとみなすことができる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、学長が認める場合には、合わせて 30 単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位に加えることができる。

(単位の計算基準)

第 21 条 医学科における単位の算定は、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15 時間をもって 1 単位とする。

(2) 実習及び実技については、30 時間をもって 1 単位とする。

2 看護学科における単位の算定は、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15 時間又は 30 時間をもって 1 単位とする。

(2) 実習及び実技については、45 時間をもって 1 単位とする。

(単位の修得の認定)

第 22 条 単位の修得の認定は、試験その他の審査によって行う。

(試験の種類)

第 23 条 各授業科目の試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、追試験は定期試験を受けなかった者に対して行うものをいい、再試験は試験に不合格となった者に対して行うものをいう。

2 前項に規定する試験のほか、授業科目担当者は、中間試験その他必要な試験を行うことができる。

(試験の方法)

第 24 条 試験は、筆答及び口頭又はそのいずれかによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目担当者が特に必要と認める場合は、実技、論文提出、コンピュータ活用等によることができる。

(試験の評価)

第 25 条 試験の成績の評価については、別に定める。

(卒業の要件)

第 26 条 本大学を卒業するためには、医学科にあっては本大学に 6 年以上、看護学科にあっては本大学に 4 年以上在学し、第 16 条に規定する単位数を修得しなければならない。

- 2 前項の卒業の要件を満たした者には、卒業証書を授与する。

(学士の学位)

第 27 条 前条の卒業の要件を満たした者には、次表の学士の学位を授与する。

医学科	看護学科
学士(医学)	学士(看護学)

(在学期間)

第 28 条 在学期間は、医学科にあっては 10 年を超えることはできない。ただし、医学科の各学年について、それぞれ 3 年を超えることができない。

また、看護学科にあっては、在学期間は 8 年を超えることはできない。

- 2 前項の在学期間の計算に当たっては、第 34 条に規定する再入学又は転入学した者については、前在学期間を通算する。
- 3 停学が 3 月以上にわたるときは、その超える期間は在学期間に算入しない。

第 5 節 入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第 29 条 入学の時期は、学年の始めから 30 日以内とする。

(入学資格等)

第30条 本大学に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 専修学校の高等課程（修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第31条 本大学に入学を志願する者は、入学志願書に所定の入学考査料及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第32条 本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第33条 前条の選考に合格した者は、指定の期日に、誓書その他所定の書類を学長に提出し、かつ、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、



入学料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者の入学料の納付については、入学料の減免又は徴収の猶予に係る所定の申請書の提出によることができる。

2 学長は、前項に規定する入学手続を終えた者に入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第34条 本大学に再入学又は転入学を志願するものがあるときは、欠員があり、かつ欠員を補充する必要があると認められる場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本大学医学部医学科に4年以上在学した後に、本大学大学院医学研究科博士課程へ進学し、課程を修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

3 前2項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

4 第31条及び第33条の規定は、第1項及び第2項の規定により入学する者に準用する。

(転学)

第35条 他の大学に転学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て許可を受け、退学しなければならない。

(休学)

第36条 疾病その他の理由により、引き続き3月以上修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することができる。

3 在学中の休学期間は、学部にあつては通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は在学期間に算入しない。

5 休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出てその許可を受けなければならない。

(退学)

第 37 条 疾病その他の理由により、退学しようとする者は、保証人連署のうえ学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(除籍)

第 38 条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを除籍する。

- (1) 第 28 条第 1 項に規定する在学期間内に必要な単位数を修得できる見込みのない者
- (2) 休学期間が第 36 条第 2 項及び第 3 項に規定する期間を超えなお復学の見込みのない者
- (3) 授業料納付の義務を怠る者
- (4) 入学料の減免又は徴収の猶予を申請し、減免又は徴収の猶予が不承認と決定されたことにより入学料の納付の義務がある者又は徴収の猶予の承認が決定された者で、所定の期日までに入学料の納付の義務を怠る者

第 6 節 入学考査料、入学料及び授業料

(入学考査料、入学料及び授業料)

第 39 条 入学考査料、入学料及び授業料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程（平成 20 年京都府公立大学法人規程第 24 号）の定めるところによる。

(休学中の授業料)

第 40 条 休学中は、授業料を免除する。ただし、学期の中途において、休学又は復学したときは、その学期分の授業料は全額納入しなければならない。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 41 条 学長は、学業成績が優秀で学生として模範となる行為のあった者を、表彰することができる。

(懲戒)

第 42 条 学長は、学生が本大学の諸規程に違反し、又は学生にその本分に反

する行為のあったときは、懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
  - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒について必要な事項は、別に定める。

#### 第8節 保健看護学研究生、特別聴講生、科目等履修生及び外国人留学生 (特別聴講学生)

第43条 学長は、本大学が単位互換協定を締結している本大学以外の大学又は短期大学の学生で本大学の授業科目を履修しようとする者がある場合は、特別聴講学生として履修を許可することができる。

- 2 特別聴講学生には、第22条の規定を準用し、単位を与えることができる。  
(科目等履修生)

第44条 学長は、本大学の授業科目のうち、特定の授業科目を履修することを志願する者がある場合は、当該授業科目に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、第22条の規定を準用し、単位を与えることができる。  
(外国人留学生)

第45条 学長は、看護学科にあっては外国人留学生として本大学に入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することができる。

(保健看護学研究生等に関する規程)

第46条 保健看護学研究生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

## 第5章 附属施設

(附属図書館等)

第47条 本大学に附属図書館、附属病院、附属北部医療センター、小児医療センター、附属脳・血管系老化研究センター及び医療センターを置く。

2 附属施設に関する規定は、別に定める。

## 第6章 雑則

(細則)

第48条 この学則の施行に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日の前日までに、京都府立医科大学学則(昭和40年1月13日)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この学則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。

4 略

附 則 (平成20年規則第23(1-2)号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第11条の規定及びこの改正前の附則別表に関わらず、本学医学部医学科の平成21年度から平成29年度までの入学定員及び平成21年度から平成34年度までの学生定員については、次のとおりとする。

附則別表 (附則第2項関係/平成22年度以降省略)

	学生定員	入学定員
平成21年度	608人	105人

附 則（平成 21 年規則第 1-3 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条の規定にかかわらず、本学医学部看護学科の平成 22 年度から平成 24 年度まで の学生定員については、次のとおりとする。

附則別表（附則第 2 項関係）

	学生定員
平成 22 年度	325 人
平成 23 年度	320 人
平成 24 年度	330 人

附 則（平成 22 年規則第 1-4 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条の規定及びこの改正前の附則別表に関わらず、本学医学部医学科の平成 22 年度から平成 31 年度までの入学定員及び平成 22 年度から平成 36 年度までの学生定員については、次のとおりとする。

附則別表（附則第 2 項関係）

	学生定員	入学定員
平成 22 年度	615 人	107 人
平成 23 年度	622 人	107 人
平成 24 年度	629 人	107 人
平成 25 年度	636 人	107 人
平成 26 年度	640 人	107 人
平成 27 年度	642 人	107 人
平成 28 年度	642 人	107 人
平成 29 年度	642 人	107 人
平成 30 年度	639 人	104 人
平成 31 年度	636 人	104 人
平成 32 年度	631 人	
平成 33 年度	626 人	

平成 34 年度	621 人	
平成 35 年度	616 人	
平成 36 年度	614 人	

#### 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 〈参考〉

学則第 15 条、第 16 条

- ・医学科及び看護学科の学生が履修しなければならない授業科目及び単位数の詳細については、各科授業要項（シラバス）を確認すること。